

## 「(仮称) 四街道市子ども・子育て支援事業計画 (案)」に係るパブリックコメントにおける意見の概要と市の考え方

平成26年12月22日(月)から平成27年1月20日(火)までに「(仮称) 四街道市子ども・子育て支援事業計画 (案)」に係るパブリックコメント(市民参加条例に基づく意見提出手続)を行ったところ、以下のとおり意見提出がありました。

意見の概要とその意見に対する市の考え方をまとめましたので公表します。

○意見提出者 1人

○意見提出件数 4件

I 計画の各項目に関する意見 0件

II 計画全般に関する意見等 1件

No	意見概要	市の考え方	掲載頁	原案修正
1	計画の名称を「四街道市就学前子ども教育・保育及び母子(父子)家庭の保健・子育て支援事業計画」とする。	<p>本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。</p> <p>また、現計画の次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画(四街道市こどもプラン)や母子保健などの内容も包含した、子どもや子育てに関する総合的な計画ではありますが、計画の名称につきましては、子ども・子育て支援法に基づき策定することから「(仮称) 四街道市子ども・子育て支援事業計画」としました。</p>	—	無

III 計画以外に関する意見 3件

※以下は、計画(案)に直接関係するものではないため、市の考え方は示していません。

No	意見概要
1	<p>子育ては、まず親が変わることから始まる。</p> <p>①憲法の精神、日常生活民法・刑法に対する義務責任の周知、国連憲章、児童の権利をしっかりと知ること。</p> <p>②生涯学習の理念、生涯学習を推進すること、子育てを覚えていくこと。</p> <p>③市の子育て支援事業計画を知ること、子どもの権利を育てること。</p>
2	<p>子育ては、</p> <p>①親が健康で正常な受胎ができることを知ること。</p> <p>②親が子を育てる義務を常識と知り、市が育てる支援をすることと自分たちの責任であり、義務であり、権利であることを知ること。</p> <p>③親の両親は子育て夫婦の肉親の考えで、自然とした心で育てを見守り手伝えること。</p>
3	<p>市は、前1、2項をよく知り理解して、1、2のために支援するという意識で支援することが子育て支援の完成とよい環境でよい子どもが育っていくということを知りまっすぐ育てる。温かい心を持った子に成長するということを身につけ子育てすること。</p> <p>①日本は憲法の精神をよく知り理解して自己を教育していく国であることを再自覚する。何故20歳にならなければ両性の合意により結婚できるということを知らずに結婚してはならない。</p> <p>②結婚とは、二人の将来を二人がよく理解して、規則を知って生活できると自信を持ち、費用を持てることが第一条件である。</p> <p>③生活は民法を守ることが第二条件である。日本は法治国家であるとは自己責任と憲法の精神が浸透して完璧となることを知ることである。</p>